

○うるま市建設工事等に係る予定価格の事前公表に関する要綱

平成17年4月1日

告示第11号

改正 平成19年3月20日告示第32号

平成27年7月24日告示第121—2号

平成28年2月22日告示第23号

平成29年2月28日告示第35号

令和3年2月18日告示第34号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市における入札の透明性、公平・公正な競争性の一層の確保を図ることを目的とし、建設工事及び測量、建設コンサルタント等業務委託（以下「建設工事等」という。）の予定価格を入札前公表（以下「事前公表」という。）をするため、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 事前公表の対象は、競争入札に付する建設工事等とする。

(方法)

第3条 事前公表の方法は、次のとおりとする。

(1) 指名競争入札については、「指名競争入札について」の通知書に記載する。

(2) 一般競争入札については、入札広告への記載により、掲示場に掲示する。

2 前項各号については、都市建設部検査課において入札基準価格閲覧表（別記様式）にて閲覧に供する。

(時期及び期間)

第4条 事前公表の時期は、入札期日を公示した日又は入札期日を通知した日からとする。

2 この告示による事前公表の期間は、前項に規定する日から入札終了時までとする。

(入札回数)

第5条 入札回数は1回とする。1回で落札しない場合は不調とする。ただし、入札金額が最低制限価格を下回り落札しない場合は、2回まで再度の入札をすることができる。

(工事費等の内訳書の提出義務)

第6条 競争入札に参加する者については、建設工事等の入札金額の積算根拠となった内訳書の提出義務を付すものとする。

2 前項の規定において、内訳書を提出しない者は、当該入札に参加できないものとする。

(公表内容)

第7条 事前公表の内容は、うるま市契約規則(平成19年うるま市規則第9号)第27条第3項の規定により定められた価格から、消費税及び地方消費税相当額を控除した価格とする。

(事前公表の特例)

第8条 うるま市が発注する建設工事等の現場説明を行わない場合の入札事務取扱規程(平成17年うるま市訓令第30号)第2条第1項第1号及び第2号に該当したときは、うるま市建設工事等指名業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)に諮り事前公表を行わないことができるものとする。

(公表の中止)

第9条 市長は、明らかに弊害が大きいと認められる場合は、選定委員会に諮り中止できるものとする。

(その他)

第10条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月20日告示第32号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月24日告示第121—2号)

この告示は、平成27年8月1日から施行する。

附 則(平成28年2月22日告示第23号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年2月28日告示第35号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月18日告示第34号）  
この告示は、令和3年4月1日から施行する。